

西宮市応急診療所の指定管理者の指定について

西宮市では、西宮市応急診療所について、次のとおり指定管理者を指定しました。

1. 対象施設

西宮市応急診療所

(西宮市池田町13番3号)

2. 指定管理者として指定した団体

団体名 一般社団法人 西宮市医師会

代表者 会長 伊賀 俊行

所在地 西宮市染殿町8番3号 西宮健康開発センター内

3. 指定管理者に行わせる業務

- (1) 当該施設において法律又は条例に規定している事業を行うこと
- (2) 当該施設使用料等の徴収、減免及び返還に関する事務を行うこと
- (3) 当該施設の施設及び設備の維持管理を行うこと
- (4) その他当該施設設置の目的を達成するため市長が必要と認める業務

4. 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで